報道の概要 No

宗教法人「神慈秀明会」、会長ら 16 億円申 告漏れ

(2006年4月19周朝目新闘(関酉版)ほか) 宗教法人『帥慈秀明会」の設立者であり、 03年11月に死去した会主小山美秀子の遺 産をめぐり、同会と小山弘子会長ら親族が 大阪国税周の税務調査を受け、棉続税など 計約16億円の申告漏れを指摘された。

生前会主小山美秀子は美術晶約 700 点 を姉慈秀明会、秀開文化財団に

阪国税局は、これらの美術品について非課 税措置を受けるために必要な書類が税務 当局に提出されていないため、寄付した物 と認めなかった。その他、京都国立博物館 に寄託していた茶道具や掛け軸など約 40 点も同様に申告漏れと判断した。

また、美秀子の次男であり同会役員である 人物が、発注の施設工事に絡んで請負業者 から得た謝礼金計 1 億円を自分が代表を 務める赤字会杜が受け取ったことにし、個 人の所得申告から除外していた。

撫掘古美術晶の海外流出、伊検察側が滋賀 の美術館名指し

(2007年6月2目読売新闘)

イタリアで盗掘美術晶が流出した事件 で、公判に出席した伊検察側の鑑定

人により「目本の MIHOMUSEUM も盗掘品を 所蔵している」と指摘される。MIHOMUSEUM が所蔵する大理石の装飾彫刻など、伊捜査 当局が国際密輸シンジケートから押収し た盗掘品写真中に「同一品が見つかってい る」とのこと。

会の見解

榊慈秀明会では会主小山美秀子から寄贈された 葵術品を MIHOMUSEUM の美循品台帳に寄贈として 記入し、当会の顧間税理士の指導のもと適切に処 理していたが寄贈とはみなされず、すべて遺産と 判断された。また京都国立博物館に寄託していた 美術品に関しても、適切な書類を作成し寄託して いたが、寄託とはみなされず、大阪国税局より「意 図的な隠蔽にあたる」という認定を受けた。大阪 国税局との見解の相違があり不本意ではあった が国税局の指摘に応じ納税した。

寄贈し、MIHO MUSEUM で展示していた。大 | 会主小山美秀子の次男である人物は、覇周新闘の 報道は事実無根であるとして、提訴していたが、 会としてはこのような報道がなされたことを重 く受け止め、すべての役職から辞任してもらっ た。

> 当時の関係者は辞任し、現在は事務・経理担当 者を一新し、透明性のある業務体制になってい る。

> イタリア当局から MIHOMUSEUM に対しては何の間 合せもない。

> MIHOMUSEUM 所蔵の美術品はすべて海外を代表す る美術商やコ

> レクターが適法に占有していたものを適法に購 入し輸入したもので

> ある。したがって報適のような事実は全くない。

3 「借金知りながら献金を勧誘」京都地裁、 神慈秀明会に賠償命令

> (2007年12月26日 京都新闘、毎目新聞、 朝日新聞)

> 借金を繰り返して経済的な余裕がないことを知りながら献金させたのは不当として、川崎市の四十代の女性が宗教法人「締慈秀明会」(本部・甲賀

市信楽町)と代表者らに約二千万円の損害 賠償を求めた訴訟の判決が二十

五目、京都地裁であった。中村哲裁判長は「(献金の)勧誘行為は杜会的に相当な範囲を超えて違法」として六百六十万円の支払いを命じた。

〈当時の東京支部の信者の証言から〉

訴えを起こしていた Y さんは昭和 56 年頃に姉慈 秀明会に入信した。

入信当初から熱心に東只支部に参拝していたが、 人と関ることを苦手とするタイプの方で、布教活動には参加していなかった。献金に関しても、自分の給与からコツコツと納めていた。当時はブログラマーとして相応の収入があったようである、その後平成7,8年頃に歯医者の治療で被害を受けたとして医療過誤の訴訟を起こし、それから性格が一変したように称慈秀明会に対しても「騙されて献金させられた」と訴えるようになった。

原告は平成 10 年に調停を起こし、それから係 争が続いた。途中何度も原告の代理人が変わり、 京都地裁の判決が出る前には、裁判長から和解の 提示があった。柿慈秀明会は前向きに検討してい たが、それも拒否したため、京都地裁は献金の一 部に当る 660 万円の支払を神慈秀明会に命じた。 原告はこれに不服をとなえ、控訴、上告を経たが 結局、京都地裁の判決が確定し、柿慈秀明会はこ の金額を総て原告に支払った。これにより本件は 完全に終了した。

ところが、Y さんは改めて東京地裁へ同一事実を前提に1,880万円の請求訴訟を提起してきた。東京地裁は、この異例の明白な二重訴訟に対し、訴えを却下した。

なお赫慈秀明会は本件にいたるまで、数件の訴訟に対応したが、一度も敗訴判決を受けたことはない。

4 町助役、業者から謝礼?宗教法人への町有 地売却で

(2008 件 5 月 7 目朝目新闘)

滋賀県・旧信楽町の町有地を宗教法人「神慈秀明会」が買収した際、当時の町助役(66)が、神慈秀明会から買収業務を任された大津市の不動産会社に便宜を図り、見

この町有地は神慈秀明会の敷地内にあり、神殿 教祖殿の南東数百メートルにあるため、神慈秀明 会として重要な土地であった旧土地の購入に関 しては当時土地の売買を委任していた不動産会 杜を信頼し取引を一任していたため、実測で土地 を購入した。町の売却価格が公簿面積の約 5200 万円だったことは知らなかった。 返りに同杜側から多額の謝礼を受け取っていた疑いのあることが、関係者の話でわかった。町は不動産鑑定をせず土地を売却。同杜は高値で神慈秀明会に転売し、数億円の利ざやを得ていた。

その後この不動産会社との敢引は停止し、現在 土地の売買に関しては、諮問機関を設け、弁護土、 土地家屋調査士等の助言を受け、適正な価格で購 入している。

5 岩永峯一元農相、6000 万円献金隠し。宗 教法人と親密。

(2009年02月13目朝肩新聞)

小泉政権で農水相をつとめた岩永峯一衆 院議員が、紳慈秀明会から得た

政治献金 6000 万円を政治資金収支報告書 に記載していないことがわかった。金を隠 した岩永氏は、政治資金規制法違反の疑い がある。

神慈秀明会側は朝目新闘の取材に対し、 6000 万円の政治献金を行ったことを認め たが、岩永氏側は献金を受けていなかった とし、証言は食い違っている。

神慈秀明会は、岩永峯一元衆院議員から『自由民主党滋賀県第四選挙区支部へのご寄付のお願い』という文書で献金の要請を受け、平成 15 年に3000万円、平成17年に3000万円を、「自由民主党滋賀県第四選挙区支部支部長岩永峯一」名義宛に献金し、どちらとも領収書を受理している。

新闘報道後、岩永元議員側から献金返還の申し 入れがあったがお断りした。

神慈秀明会は特定の政党、議員とのつながりは 持たないという創立者の方針のもと、現在は政治 的な活動は一切していない。

神慈秀明会拠点近年の建設状況

拠点	竣工	備考
四日市グループ	H17. 12	反対なし
平グループ	H18.7	反対なし
青森出張所	H19. 7	反対なし
盛岡出張所	H19.3	反対なし
松本出張所	H19. 5	反対なし
富山研修センター	H19. 10	反対なし
横浜集会所	H19. 10	土地購入時から地域の自治活動に積極的に参加し地域住民の 方々と良好な関係を築いていたが突黙近隣住民を越えた反対 運動が起こった。相手方の起こした調停に誠実に対応し竣工 することができた。 竣工後は反対運動がなかったかのような良好な関係を近隣 住民と築いている
高知支部	H19. 4	反対なし
淡路グループ	H19. 7	反対なし

中津川グループ	H19. 12	反対なし
名古屋研修センター	H21.9	反対なし
豊国研修センター	H22.2	反対なし
宮崎集会所	H22.6	近隣住民を越えた反対運動が起った。何度か説明会を開き理
		解を得ようと努力したが、全く説明を聞こうとせず、工事の
		妨害にまで至ったため、やむなく宮崎地方裁判所に建物建築
		工事妨害禁止仮処分を申立、約1ヶ月で仮処分決定の判決を
		いただいた。その後は順調に建設が進み、平成22年6月20
		日に竣工。竣工後は反対運動がなかったかのような良好な関
		係を近隣住民と築いている。
さがみ出張所	H22.11	近隣住民から反対が起こり説明会の開催を求められたが、説
		明会において誠実に対応し理解をいただき、平成 22 年 11 月
		23 目に竣工。
		竣工後は反対運動がなかったかのような良好な関係を近隣住
		民と築いている
金沢出張所	H23. 7	反対なし
徳山出張所	H24. 1	当初建設を予定していた場所よりも好条件の土地が見つか
		り、平成24年1月21目に竣工。竣工後は反対運動がなかっ
		たかのような良好な関係を近隣住民と築いている
名古屋支部	H24.4	反対なし
烏取集会所	H24.6	近隣住民から反対が起こり説明会の開催を求められたが、説
		明会において誠実に対応し理解をいただき、
		平成24年6月23目に竣工。竣工後は反対運動がなかったか
		のような良好な関係を近隣住民と築いている
広島支部	H24. 12	反対なし
東京支部	H25. 4	反対なし